

■市街地開発事業指導要綱に基づく環境対策への配慮事項

令和4年4月1日

環境対策への配慮事項						
対象	省エネルギー対応型設備の使用など環境に配慮した設備に関すること 【指導要綱：第17条第2項第一号】	屋根・外壁等の断熱材の使用など建築物による熱負荷の低減に関すること 【指導要綱：第17条第2項第二号】	低騒音型・低振動型建設機械の使用など環境に配慮した建設工法の選定及び建設機材の使用に関すること 【指導要綱：第17条第2項第三号】	雨水の活用や節水型設備の使用など水資源の保全に関すること 【指導要綱：第17条第2項第四号】	屋上緑化等ヒートアイランド現象の緩和に関すること 【指導要綱：第17条第2項第五号】	その他環境対策に関すること 【指導要綱：第17条第2項第六号】
事業区域面積 100㎡以上	<計画例> ・高効率照明器具(Hf 蛍光灯等)、LED 照明器具(共用部等)の設置 ・高効率給湯器(エコジョーズ等)、 ・省エネルギー型エアコン、全熱交換器、高効率空調機の設置 ・太陽光発電システムの採用	<計画例> ・屋根の断熱材の使用 ・外壁の断熱材の使用 ・高断熱ガラス（複層ガラス等）の使用	<計画例> ・低騒音型・低振動型建設機械を活用した施工	<計画例> ・節水型便器、自動水栓 ・雨水タンクの採用 ・透水性舗装の採用	<計画例> ・屋上緑化 ・壁面緑化 ・高反射率塗料の採用 ・保水性舗装の採用	<計画例> ・電気自動用の充電設備の設置

【環境対策に関する協議先】  
 環境土木部 環境課 ゼロカーボン推進係 ◆住所：〒104-8404 中央区築地一丁目1番1号（本庁舎7F） ◆TEL：03-3546-5406